

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市立病院	(平成 29 年度)	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置	
<p>3 組織・運営 (5) 始業・終業時刻の確認不備</p> <p>市立病院では始業・終業時刻の確認・記録が「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」における原則的な方法ではないため、自己申告制による場合の適切な措置が講じられているかが問題となる。</p> <p>しかし、自己申告制による労働時間と実際の労働時間の乖離状況の把握が十分に行われているとは認められず、自己申告制による場合の適切な措置が講じられているといえるか疑問である。</p>	<p>始業・終業時刻の確認・記録については、原則的な方法に改め、令和2年8月より職員証（ICカード）を活用したタイムレコーダーによる運用を開始した。</p>	